



平成 28 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 日本精工株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 内山 俊弘
(コード：6471 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役常務 CSR本部長 池村 幸雄
(TEL 代表 03-3779-7111)

株式給付信託導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 16 日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職金制度及びストック・オプション制度を廃止すること、並びに当社の取締役及び執行役に対し、信託を活用した株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を新たに導入することを決議いたしました。本日、その詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 23,704,734 株（平成 28 年 6 月 30 日現在）のうち、2,073,830 株（平成 28 年 6 月 30 日から平成 28 年 7 月 29 日の期間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均 812 円を基準株価とし、株式の取得資金として信託する金額は 1,683,949,960 円となります。）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決定いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

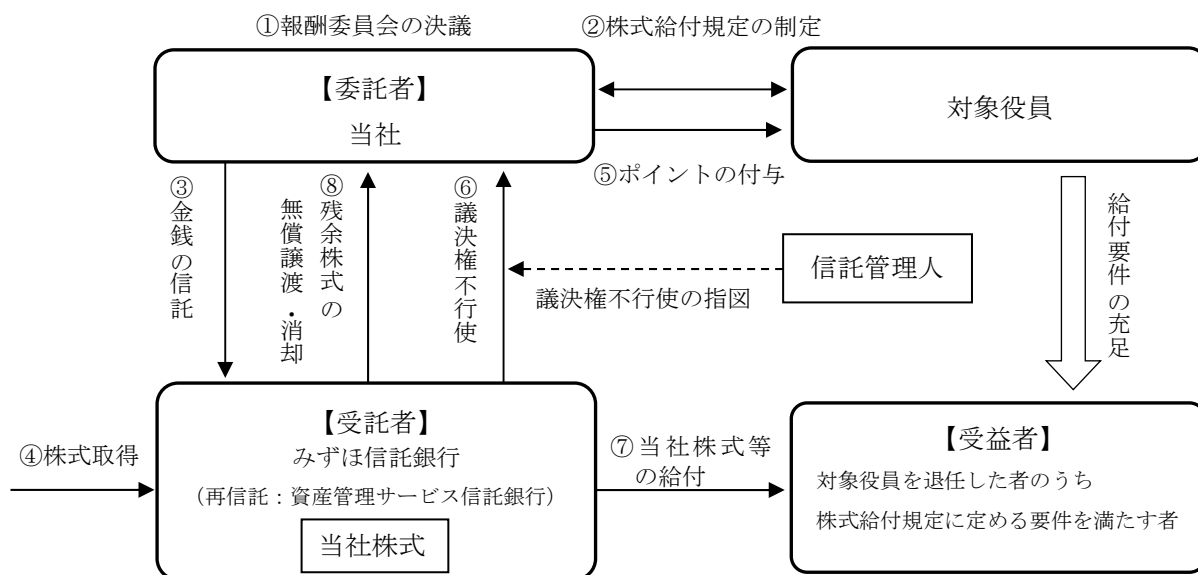
1. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 当社の取締役及び執行役（以下、併せて「対象役員」といいます。）を
退任した者のうち株式給付規定に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定です。
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日 : 平成 28 年 8 月 25 日（予定）
- (8) 金銭を信託する日 : 平成 28 年 8 月 25 日（予定）
- (9) 信託の期間 : 平成 28 年 8 月 25 日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 1,683,949,960 円
- (3) 取得株式数 : 2,073,830 株
- (4) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日 : 平成 28 年 8 月 25 日 (予定)

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入について、報酬委員会において決議します。
- ② 当社は本制度の導入に関して、株式給付規定を制定します。
- ③ 当社は、①の報酬委員会の決議に基づき金銭を信託します。(以下、かかる金銭信託により設定される信託を「本信託」といいます。)
- ④ 本信託は、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ⑤ 当社は、株式給付規定に基づき、対象役員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託においては、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、対象役員を退任した者のうち株式給付規定に定める要件を満たす者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。
- ⑧ なお、本信託の終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。

以上